

福岡大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1934（昭和9）年に創立された福岡高等商業学校を前身とし、1949（昭和24）年に新制大学である福岡商科大学として発足した後、1956（昭和31）年に福岡大学と改称した。現在では、9学部（人文学部、法学部、経済学部、商学部（商学部第二部を含む）、理学部、工学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部）、9研究科（人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、薬学研究科、スポーツ健康科学研究科）、1専門職大学院（法曹実務研究科）を擁する大学となっている。福岡県福岡市にキャンパスを有し、「思想堅実」「穏健中正」「質実剛健」「積極進取」を建学の精神として掲げ、教育研究活動を展開している。

2008（平成20）年度に本協会を受けた大学評価後、2014（平成26）年に「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」を全面改正し、内部質保証のためのシステム改革に着手した。

貴大学の取り組みとして、建学の精神に基づく教育研究の理念においても重視されている「地域性」という視点から、大学全体として、また各学部・研究科がそれぞれの特徴を生かした多彩な地域社会との連携および地域社会への貢献を行っており、教育内容にもそのような地域性を反映させている点は評価できる。

しかし、学生に対する単位制度についての説明と周知が不十分であること、授業アンケートの具体的運用に学部ごとのばらつきがあることなど、各学部・研究科の個性を超えて統一的・均質的に保証されるべき事柄が、ややもすれば各学部・研究科の不統一な運用に委ねられ、不十分なものとなっている点については、将来に向けて改善されることが望まれる。また、新たに構築された内部質保証システムについても、恒常的かつ有効的に機能させていくことが望まれる。

なお、法曹実務研究科は、2012（平成24）年度に公益財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえ、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

Ⅲ 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、『人材教育 (Specialist)』と『人間教育 (Generalist)』の共存』『学部教育 (Faculty)』と『総合教育 (University)』の共存』『地域性 (Regionalism)』と『国際性 (Globalism)』の共存』という教育研究の理念を定めている。さらに、『建学の精神』に基づいた全人教育を目標として、『教育研究の理念』に掲げる三つの共存をはかることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与すること』を使命としている。

また、「人文、法律、経済、商学、理学、工学、医学、薬学及びスポーツ科学に関する専門的研究及び教授を行い、学識深く教養高き人材を養成することを目的とする」という大学としての目的をはじめ、大学院・専門職大学院および学部・学科、研究科・専攻ごとの目的を学則、大学院学則、専門職大学院学則に掲げている。建学の精神と教育研究の理念が、各学部・研究科の目的にどのように反映されているか、やや読み取りにくいだが、建学の精神と教育研究の理念は共通の土台や全体構成を総合的に表現し、そのうえで各部局の個別具体的な目的を表明している。

こうした理念・目的等は、ホームページや『大学案内』『学修ガイド』等の印刷物を通じて公表している。特に新生全員に配付される『福大生のための学習ナビ』は、コンパクトとビジュアルをコンセプトとして編集され、建学の精神や教育研究の理念が学生に語りかけるように書かれており、読みやすさに配慮している。

理念・目的の適切性については、教授会や「研究科通常委員会」等で検証している学部・研究科もあるが、検証を行っていないところもあり、大学全体と各部局の理念・目的の整合性を実現するための大学全体としての取り組みも行われるには至っていない。今後は、貴大学執行部で構成される「企画運営会議」を中心に全学的な対応を行うとしており、その取り組みに期待したい。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、現在9学部31学科、10研究科34専攻を有する総合大学であり、教育研究を支えるために8つのセンター（総合情報処理センター、入学センター、共通教育センター、言語教育研究センター、教職課程教育センター、国際センター、就職・進路支援センター、エクステンションセンター）を置いている。また、教育の充実を図るべく、全人教育に向けて教育開発支援機構を設置し、教育改善活動の実

福岡大学

施、新任教員研修、教育プログラム開発等の取り組みを行っている。研究に関する部門として、「研究推進部」を設けており、「研究部門」と「産学知財部門」を置いている。それぞれの部門には「基盤研究機関」および「産学官連携研究機関」があり、前者には7研究所、後者には12研究所が置かれ、研究基盤の将来的構築または研究成果の実用化等に努めている。これらの教育研究組織は貴大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するにふさわしいといえる。

教育研究組織の適切性について、新たな学部や教育研究組織が設置される場合には「企画運営会議」において検証を行っていたが、既存の組織に対する定期的な検証を十分に実施していなかったという認識から、2015（平成27）年度より「企画運営会議」においてこれを検証することとしている。

3 教員・教員組織

<概評>

貴大学の求める教員像は、建学の精神と教育研究の理念を理解し、その達成に向けて活躍でき、それぞれの学部・研究科が各自の専門性を生かした研究活動や教育活動に専念できる人材としている。また、一部の学部・研究科においても求める教員像を定めている。ただし、経済学部のように採用に関する内規のなかで、学部カリキュラムの特定の部門・分野に偏ることなく、学部全体の人員構成を考慮して選考を行うことなど選考の基本方針を示している学部はあるものの、教員組織の編制方針を明文化している学部・研究科はないため、今後はこれを明確にすることが望まれる。

教員の募集・採用・昇格について、「福岡大学教育職員資格審査手続に関する規程」「福岡大学大学院教育職員資格審査手続に関する規程」のように全学的に統一された手続きと資格審査規定がある。また、全学的な基準として「福岡大学教育職員資格審査基準」「福岡大学大学院教育職員資格審査基準に関する規程」を規定し、各職位に求められる教育上の能力を明記している。さらに、独自の基準を設けている学部・研究科もある。なお、法曹実務研究科は「福岡大学法科大学院教育職員審査基準」および「法科大学院専任教員の採用手続き」を定めている。これらの手続きと規程を踏まえ、各学部・研究科は教員の募集・採用・昇格を厳格に行っている。

教員組織の編制実態について、大学・学部・研究科の専任教員数は、大学設置基準等の法令によって定められた必要数を満たしており、学部・研究科の教育課程に応じた教員組織を編制している。教員の年齢構成については、特定の年齢に著しく偏らないよう学部・研究科の新規教員の採用時に配慮している。

教員の資質向上については、全学横断的な組織として教育開発支援機構を開設し、

「教育FD（ファカルティ・ディベロップメント）支援室」と「教育学修支援室」を設けているほか、教員・職員・学生の三者が自由に語り合うことができる場として「教育サロン」を設置している。さらに、新任教育職員研修も開催しており、大学教員として求められる知識や能力の獲得に資する研修も受講を必須とするなど、新任教育職員の資質の向上に注力している。なお、工学部では教員のサバティカル制度を整備し、研究科を含め科学研究費補助金の申請・採択者への研究資金の重点配分を行っている。

研究者情報はホームページで検索できるようになっており、医学部医学科および医学研究科は、教員の教育研究活動の業績を各講座に配分する年度予算額の一部に反映させている。しかし、全学的に教員の教育研究活動の業績を評価し、教育研究活動の活性化を図るための取り組みが行われていないことは、今後の課題である。

教員組織の適切性について、これまで全学的な検証は行っておらず、各学部・研究科においても、その適切性を検証しているとは必ずしもいいがたい。今後は、大学全体として 2015（平成 27）年度より「企画運営会議」において定期的に検証することとしているため、改善が期待される。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、「修得した知識・技能・態度により、自らが発見した新たな課題を解決する力」「職業生活、社会生活に必要な知的活動を支えるコミュニケーション能力や論理的思考力」「自律しながらも他者と協調して行動でき、社会の一員として社会の発展に寄与できる力」を課程修了にあたって修得すべき学習成果としている。そして、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）では、全人教育の実現や「専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人間性を持つ人材」「専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や変革に応え得る深い学識を有する人材」「国際性と地域性を兼ね備えた 21 世紀に通用する人材」を育成するための科目の提供について言及している。

学士課程、修士・博士課程、専門職学位課程を通じて、建学の精神と教育研究の理念・目的に従い、学部は学部・学科ごとに、大学院は研究科・専攻ごとに学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を定め、『学修ガイド』『大学院便覧』『大学案内』やホームページ等を通じて学内外に向けて広く公表している。

ただし、大学全体における学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との相互関

係、具体的関連性が明確とはいえ、より丁寧な説明が必要である。また、学部・研究科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の中には、内容的に不十分なものもあるため、改善が望まれる。

大学全体の両方針の適切性については、定期的な検証を行っておらず、学部・研究科の中には、種々の会議体においてそれぞれの方針を検討・確認しているところもあるが、今後は組織的な検証を行うことが望まれる。

人文学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、文化学科では「固定観念にとらわれない、広い視野と柔軟な発想力を持ち、文化に対する多角的で総合的な理解力」を身につけることなど、各学科においてそれぞれの分野に応じて学生に修得を求める具体的な学習成果を設定している。また、同学科の教育課程の編成・実施方針については、1年次の必修科目を通じて基本的な知識と研究方法を修得することや、2年次以降の学際的なカリキュラムを通じて「文化の多角的、総合的理解」を身につけること、少人数のゼミ教育等について言及しており、各学科において専門科目の年次構成等の教育内容の考え方を示した方針となっている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「人文学部自己点検・評価実施委員会」で検証し、確認を行っている。

法学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、法律学科では「憲法・民法などの基本的な法律の専門的知識の習得を特に重視し、そのような法律専門知識を現実の諸問題に対応できる論理的思考能力・問題解決能力、バランス感覚のある判断力などを習得していること」としており、各学科において修得すべき学習成果を具体的に示している。これを踏まえて各学科の教育課程の編成・実施方針を定めており、法律学科では1年次前期から少人数クラスのゼミによる導入教育を実施し、2年次以降にコース制を設け、さらに、専門教育履修モデルにしたがって配置された授業科目を履修することなどについて言及している。

学位授与方針の適切性の検証については、教授会における卒業判定を通じて行っているとしており、教育課程の編成・実施方針の適切性については、「カリキュラム委員会」において検証している。

経済学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、経済学科では「卒業時には経済理論、経済政策、経済史、経済事情に関する専門知識と教養を身につけていること」を示し、各学科において課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明確にしている。また、学科ごとの教育課程の編成・実施方針を定めており、経済学科では3つのコースや教育内容について示している。

ただし、こうした方針の定期的な検証の必要性を認めているものの、実際の検証作業には至っていない。

商学部・商学部第二部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、商学科では「商学の専門知識、理論および実務基礎力を習得し、地域や社会を観察できる能力」「修得した能力を活用するとともに、地域や社会の問題を発見し、それを発展的に解決できる能力」「社会の一員として地域や社会の発展に貢献するために主体的かつ協調的に行動する能力」を課程修了にあたって修得しておくべき学習成果として明示しており、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、各学科が定めた能力を備えた学生に学位を授与するとしている。

これを踏まえ、各学科の教育課程の編成・実施方針を定めており、商学科では1年次の「基礎ゼミナール」や各専門分野の入門科目の配置に関する考え方や、「全学年にわたり、少人数をベースにした学生主体の『ゼミナール』」の設置等の考え方を示している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部内の「教学問題検討委員会」において検証を行っている。

理学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、応用数学科では「構成的かつ体系的に現代数学を学ぶ能力を特に重視し、数学や情報科学の理論を理解しそれを応用するための能力・知識の習得」を課程修了にあたって修得しておくべき学習成果として明示し、各学科が定めた知識や能力を備えた学生に学位を授与するとしている。これを踏まえ、同学科

福岡大学

の教育課程の編成・実施方針において、「1年次前期科目では高校数学との接続を重視し、後期科目により2年次以降の専門的な数学・情報教育への基礎」を作ることや「2年次までに基礎的教育を終え、3年次で現代数学への入門的教育」を行うことなどを定め、各学科において各年次の教育内容やカリキュラム編成についての考え方を示している。

ただし、学部内で学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を定期的に検証する作業は行っておらず、各学科におけるカリキュラムの改訂や教育内容の議論にとどまっている。

工学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、機械工学科では「ものづくり（機械の創造）の基礎学力」「広い教養に基づく健全な倫理観と判断力」「未知の問題の解決に取り組むための応用力と創造性」などの計5項目をはじめ、各学科において課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示している。

これを踏まえ、同学科の教育課程の編成・実施方針では、専門科目における主要5分野の分類や「専門科目では、各種力学、理論や専門知識の他に、実験、設計、情報処理、技術者倫理・工学倫理」も学ぶことなどについて言及しており、各学科においても教育方法やカリキュラム編成についての考え方を示している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「工学部教育点検・改善委員会」を筆頭に、各学科の教室会議、学部内の教育に関する会議を設け、教授会とあわせて相互に連携して学部教育全体のPDCAサイクルを機能させている。

医学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

学位授与方針として、医学科では「幅広い教養と高い倫理観に基づく豊かな人間性」「基本的医学専門知識とその臨床応用能力」などの5つの素養・知識・能力の修得をあげ、看護学科では「実践・教育・研究の場に、将来資質の高い看護専門職として活躍できる」ことなど5つの能力や態度を定めている。

また、医学科の教育課程の編成・実施方針として、「問題解決能力や創造的思考を育むためのテュートリアル教育」「クリニカル・クラークシップによる臨床実習教育」等を定めている。ただし、看護学科の教育課程の編成・実施方針については、「生命

福岡大学

や人間の権利を尊重・擁護し倫理的判断と行動ができる能力を培う教育」というように、各種能力を培う教育という示し方であり、具体的な教育課程や教育内容・方法に関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる。

両方針の適切性の検証について、医学科では「医学教育ワークショップ」および「カリキュラム検討委員会」で吸い上げた意見を「医学科FD推進・教務委員会」で議論している。看護学科においては、FD研修会で検討会を企画しているが、上記の教育課程の編成・実施方針の課題を踏まえ、検証されたい。

薬学部

学部および学科の学位授与方針として、「真に医療に貢献できる薬剤師となる素養」の修得を重視しており、これを実現するため、「医療現場に密着した教育・実務実習」の実施や「カリキュラム編成にあたっては、①広い視野と豊かな人間性・倫理観、②高度な専門知識と技能、③問題解決能力を付与する教育、のバランスに考慮」という教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらの適切性については、学部長を統括責任者とする「自己評価委員会」を組織し、一般社団法人薬学教育評価機構の「薬学教育第三者評価 評価基準」に基づいた自己点検・評価の一環として検証を行っている。

スポーツ科学部

学部としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで学科ごとにこれらの方針を定めている。

スポーツ科学科では、「スポーツ・運動全般の医科学的知識を有し、自ら発見した新たな課題を解決する力」「専門とするスポーツの高い技術習得と指導する力」といった計3項目を修得すべき学習成果として示し、各学科において実践・指導ができることを特に重視した学位授与方針を定めている。

さらに、「カリキュラムは共通教育科目と並列に専門基礎科目を1年次より配置し、学生個々の興味と関心に基づいて専門分野が選択できるように必修科目を極力少なくし、選択科目を多く配置」することをはじめ、各学科の特性にあった教育課程の編成・実施方針を定めているが、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関に整合性の取れない内容が示されている。また、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針そのものの検証を行っているとはいえないので、検証プロセスを明確にすることが望まれる。

人文科学研究科

研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえ

福岡大学

で専攻ごとにこれらの方針を定めている。

社会・文化論専攻の学位授与方針として、「学生各々が所定の課程を経て自らの研究課題を発見し、その問題の解決のための方法とそれを論文の形式で表現する方法」を身につけることを課程修了にあたって修得しておくべき学習成果として明示している。しかし、当該専攻を除く各専攻の博士課程後期の方針は、「研究者が研究活動の総決算ともいえる博士學位論文を提出したのち、厳格な審査によって同論文が合格と判定された場合に博士号を授与される」というように修了要件が示されているのみであり、学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

各専攻の教育課程の編成・実施方針について、社会・文化論専攻では各分野における科目群の説明や「特講」と「演習」を担当する研究指導教員による個別指導を行うことなどを示している。

なお、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な検証は行っていないので、今後はこれを定期的に実施することが望まれる。

法学研究科

研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで専攻ごとにこれらの方針を定めている。

公法専攻および民刑事法専攻の学位授与方針は、學位論文を作成することや「論文作成の過程でまとめた資料や成果を出来るだけ公表できるよう指導する」といった研究指導の内容について言及しているものの、修得すべき学習成果が読み取れないので、改善が望まれる。

また、各専攻の教育課程の編成・実施方針について、公法専攻博士課程前期では、憲法・行政法・税法・国際法等の所定のカリキュラムを中心に講義と演習を履修することや、専修科目を軸に履修科目の選択を指導することなどを定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証について、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしていなため、検証体制を整え、定期的に検証して改善につなげていくことが期待される。

経済学研究科

経済学専攻の学位授与方針は、貴研究科がいかなる学生を養成するかという教育目標に沿って、その基本方針を定めるとしている。しかし、博士課程前期および博士課程後期を区別して、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件を明確にした学位授与方針を設定しているとはいいがたいので、改善が望まれる。

福岡大学

また、教育課程の編成・実施方針の内容も、博士課程前期および博士課程後期別に、教育課程の編成と実施方針に言及したのではなく、「今後、学生の将来の方向性に沿って、その資質や能力の一層の伸長を図るための体系的なカリキュラム編成を行う予定である」というように、今後のカリキュラム編成にあたっての意向表明にとどまっているので、改善が望まれる。

以上より、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を三位一体として、定期的検証を行っているとはいいたい。

商学研究科

商学専攻の学位授与方針は、博士課程前期および博士課程後期ともに学位審査手続きの説明になっており、修得すべき学習成果が読み取れないので、改善が望まれる。

また、教育課程の編成・実施方針は、課程ごとに明確に定められておらず、科目の不足に対する補充など、今後の科目の充実の必要性について述べており、現状の教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示しているとはいいたいので、改善が望まれる。

なお、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体は「研究科通常委員会」であるが、教育目標や両方針をあわせた体系的な検証プロセスについては今後の課題であると認識しているため、改善が期待される。

理学研究科

研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで専攻ごとにこれらの方針を定めている。

応用物理学専攻博士課程前期を除く各専攻（博士課程前期および博士課程後期）の学位授与方針は、「修士論文の審査にあたって、広い視野に立って深い学識を修め、専門分野についての研究能力又は専門分野にかかわる職業に従事するに必要な能力を有するか否かを判断する」（応用数学専攻博士課程前期）というように、能力について定めているものの、修士論文または博士論文の審査にあたって判断する能力となっているので、改善が望まれる。

各専攻の教育課程の編成・実施方針について、応用物理学専攻博士課程前期では、「専修分野の専門的知識や自然科学の研究手法を各専修の主要科目によって、多面的かつ先端的な知識を、他の専門分野を含む多くの特修科目によって修得すること」や、「講究」「実験」「演習」における教育方法等を示している。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、「研究科通常委員会」で検証・議論され、必要に応じて改定されているが、学位授与方針に不

備がみられることから、検証をより機能させることが望まれる。

工学研究科

研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで専攻ごとにこれらの方針を定めている。

情報・制御システム工学専攻の学位授与方針は、「博士論文提出では以下の要件について審査され、学位授与を判定する」として3つの能力について定めているものの、博士論文の審査にあたって判断する能力となっているので、改善が望まれる。

各専攻の教育課程の編成・実施方針について、電気工学専攻では「ジェネラリストを育成するために、研究を推進する4専修部門の科目の他に多数の非専修科目を設けている」ことや「プレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力の涵養に必要な少人数による集中教育、教師との密な接触による全人的教育を目指す」ことを定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「専攻会議」で議論した内容を「専攻主任会」に諮り、研究科としての整合性や方向性を検討した後、必要に応じて「研究科通常委員会」で審議している。ただし、学位授与方針に不備がみられる専攻もあることから、検証をより機能させることが望まれる。

医学研究科

研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、そのうえで専攻ごとにこれらの方針を定めている。

看護学専攻を除く各専攻の学位授与方針は、課程博士または論文博士の学位授与にあたっての要件や手続きの説明になっており、修得すべき学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

また、教育課程の編成・実施方針について、看護学専攻は、「保健・医療システムを包括して活用し、地域における生活支援を推進できる能力」をはじめ、各種能力を培う教育を行うことについて記述されており、どのような教育課程や教育内容・方法であるかその考え方が明確ではないので、改善が望まれる。当該専攻以外の各専攻においては、カリキュラムや講義を編成するにあたって重視する項目を複数設けている。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、シラバスや募集要項、『大学院便覧』の改定時や学位審査にかかわる事項を検討する際に、「博士課程小委員会」および「修士課程小委員会」において検証を行っている。ただし、両方針については課題もみられるため、検証をより機能させることが望まれ

る。

薬学研究科

健康薬科学専攻および薬学専攻の学位授与方針は、課程ごとに明確に定められていないので、改善が望まれる。

また、教育課程の編成・実施方針は、各専攻において2種類のプログラムについて言及されているが、健康薬科学専攻の「総合薬学プログラム」を除き「薬学研究科プログラムは、創薬研究、薬物治療の最適化などに従事する医療系薬学研究者、基礎系薬学教育者、健康科学、環境衛生化学等研究者・行政担当者、製薬企業研究開発従事者等の人材養成を目指す」（薬学専攻）というように人材養成の目標のようになっており、教育内容・方法について言及されていないので、改善が望まれる。

博士課程が完成年度を迎えていないということもあり、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切に検証されているとはいえない。今後は、検証体制を整備し、定期的な検証を行うことが望まれる。

スポーツ健康科学研究科

スポーツ健康科学専攻の学位授与方針は、課程修了にあたっての修了要件は記されているものの、修了要件以降の記述が「博士課程前期では指導現場において科学的指導を実践・応用できる専門家としての進路選択に資することができ、博士課程後期では高等教育機関あるいは研究機関において自立して研究活動を行える研究科者を養成する」というように人材養成の目標になっており、課程修了にあたって修得すべき学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針について、博士課程前期では部門の枠を超えて幅広い知識の獲得を目指し、専門性を高めるための科目配置に対する考え方を示し、博士課程後期では基本的なリサーチメソッドの獲得に資するような科目配置について定めている。

なお、教育目標および学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的な検証は行っていないので、今後はこれを定期的に実施することが望まれる。

法曹実務研究科

法曹の目指すべき姿を3つの教育理念・教育方針として掲げ、学位授与方針には「本法科大学院において修得した法曹に求められる基本的なマインドとスキルを、裁判所における法実務においてはもとより、法的問題の処理が必要とされる地域社会の様々な領域において十分に活用して適切な解決を図り、地域社会に貢献するこ

とができる」能力を定めている。

教育課程の編成・実施方針では、各学年における科目配置や教育内容・方法に関する考え方を詳細に説明している。なお、学位授与方針に示された「地域社会に貢献することのできる法曹」としての能力等を身につけさせるための教育課程や教育方法を、教育課程の編成・実施方針に反映することが期待される。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「カリキュラム検討委員会」が担っている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 医学部看護学科の教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる。
- 2) 経済学研究科経済学専攻、薬学研究科健康薬科学専攻・薬学専攻の学位授与方針および経済学研究科経済学専攻、商学研究科商学専攻の教育課程の編成・実施方針は課程ごとに示されていない。また、学位授与方針に関し、人文科学研究科社会・文化論専攻を除く各専攻の博士課程後期、法学研究科公法専攻・民刑事法専攻、経済学研究科経済学専攻、商学研究科商学専攻、理学研究科応用物理学専攻博士課程前期を除く各専攻の博士課程前期および博士課程後期、工学研究科情報・制御システム工学専攻、医学研究科看護学専攻を除く各専攻、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻については、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が示されていない。さらに、教育課程の編成・実施方針に関し、経済学研究科経済学専攻、商学研究科商学専攻、医学研究科看護学専攻、薬学研究科健康薬科学専攻・薬学専攻（健康薬科学専攻の「総合薬学プログラム」を除く）については、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

全学生に提供される共通教育科目と、各学部学科に設置される専門教育科目の2つが教育課程の大きな柱である。共通教育科目は、総合教養科目、外国語科目、保健体育科目、単位互換科目により構成される。人間教育の充実の見地から種々の教養科目を幅広く設置することは、教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムが編成されていると判断できる。

注目に値するのは、地域性にも配慮しつつ、現在その重要性を増している防災に関する科学的知識・実践的手法を与えるオムニバス講義として開講している「現代を生きる（災害から自分や家族を守る）」と「基礎防災学」である。いずれも、防災に関する科学的基礎知識を授けるとともに、災害から人々を守りその被害を最小にするための実践的対応方法を教えるものであり、学部横断の取り組みとして高く評価できる。

ただし、共通教育科目については、同一科目間の横のつながりを確保する「担当者会議」が有効に機能しておらず、各授業の内容・水準に関する担当者間の情報共有・意思疎通が十分になされていない。また、「地域性と国際性の共存」が教育研究の理念の一つとされているものの、地域について学ばせることを主たる目標に掲げた科目は必ずしも多くない。

教育課程の適切性については、大学全体としても、また各学部・研究科においても定期的検証の責任主体・組織が明確でないものが多く、したがって、その検証のプロセスを実際に機能させ改善につなげうる体制になってはいない。

人文学部

各学科ともに、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、共通教育科目のなかの総合教養科目（人文科学系列科目・社会科学系列科目・自然科学系列科目・総合系列科目・学修基盤科目）を配置し、幅広い教養の修得を担保している。また、専門科目については『学修ガイド』で学科ごとに年次進行の科目配列を明記して、体系的な学修を指導している。さらに、初年次には導入科目を配置し、2年次以降も演習を中心とした科目配置を行っている。

ただし、教育課程の適切性に関する検証は各学科の「学科会議」が担っているものの、定期的には行われていない。

法学部

各学科ともに、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、共通教育科目のなかに総合教養科目（人文科学系列科目・社会科学系列科目・自然科学系列科目・総合系列科目）を配置し、幅広い教養の修得を担保している。専門科目については、『学修ガイド』で学科ごとに年次進行の科目配列を明記して、体系的な学修を指導している。また、初年次の「法学部入門ゼミ」を登録必修の導入科目とし、2年次からは専門コースに分属させて体系的な科目の積み上げを図っている。さらに、各学科コース別の専門教育科目履修モデルを公表しており、教育目的の達成について適切な科目履修が行えるよう導いており、学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされた教育課程となっている。

教育課程の適切性については、「カリキュラム委員会」が検討を行っている。

経済学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、「学問の方法」を学ぶことに力点をおき、新しい価値の創出能力、問題発見・問題解決能力を育成するカリキュラムの提供を標榜している。経済学科では、現代経済学の理論と応用、歴史関係の科目を網羅的に開設し、経済理論から経済史、現実的な財政・金融の諸問題、国際関係までを広範囲に学び、時代や社会を広い視野で総合的な視点から判断できる能力を養成することを目標とした科目を配置している。また、産業経済学科では、実社会で経済理論をどのように活用していくかに重点を置き、経済学の基礎科目も配置するが、数理・統計・調査関係の科目、企業分析や起業家育成のための科目も多く開設している。演習形式の授業、コンピュータによる情報分析やデータベース構築などの講義を併用し、プレゼンテーション能力と数理的処理能力をともに高める、積み上げ型カリキュラムを構築している。

さらに、いずれの学科においても「経済学入門」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」という基礎科目を必修として、経済学の基礎的なものの見方と考え方を身につけさせ、学年が進むにしたがって、基礎科目から発展的な科目に学修が進むように体系的にカリキュラムを構成している。

なお、経済学科は3コース、産業経済学科は2つのプログラムからなっており、それぞれのコースとプログラムに所属する教員が、当該コースとプログラムの教育課程の適切性に責任を持つことになっているが、本件については明文化されていない。「経済学部FD委員会」が教育課程の適切性について必要に応じて検証を行っている。

商学部・商学部第二部

「商学研究の深化と研究成果の社会への還元」を教育研究の理念とし、教育課程の編成・実施方針に基づき各学科の授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。1年次から4年次までのゼミナールや、専門的にグローバルに活躍できる目的に沿った専門科目・プログラムのほか、充実した第2外国語科目を配置し、学部留学生のためには「日本語」の授業科目を設定している。各学科で開設されている専門教育科目は、各学科の目的を反映し、特徴のある科目が開設されており、学生の受講選択の自由度を高めつつ、必修科目および選択必修科目を入門的な科目と位置づけ、1年次に多くの科目を履修可能とし、学生の知識や理解力を体系的かつ段階的に高めるよう配慮している。特に、九州・福岡という西日本を代表する商業エリアに設置された大学の地域特性を活用したユニークなゼミを開設しているこ

とは評価できる。また、他学部・他学科の専門科目も幅広く履修できるように配慮しているが、一部の科目間で講義内容が重複する部分があるなど、関連する科目間で調整が必要なものもある。

教育課程の適切性の検証は、「学科会議」において行い、カリキュラム改正の要望については教授会へ提出している。

理学部

学部・学科の教育課程の編成・実施方針に沿った授業科目を配置している。具体的には、1・2年次においては、初年次教育や高・大の接続を意識したリメディアル科目、基礎学力の向上を目指した科目、幅広い教養と国際性を身につけさせるための共通教育科目を配置している。また、3年次は専門分野の講義や実験が履修できる科目群、4年次は卒業研究が配置されている。さらに、従来の専門教育に加え、グローバル化に対応した国際演習科目やキャリア開発科目を配置している。

教育課程の適切性は各学科の「運営会議」で検討し、PDCAサイクルを基にした「教育改善活動計画案」を作成し、これに対する活動報告書を取りまとめることを通じて検証している。

工学部

学部・学科の教育課程の編成・実施方針に沿って、各学科とも科目を入門科目、基礎科目、発展科目に分類したうえで、専門課程では基礎から応用まで順次性のある科目を配置している。また、科目の体系をわかりやすく示したカリキュラムマップやカリキュラムツリーを作成し、シラバスなどに掲載している。初年次教育や高・大の接続として、入学直後の基礎学力試験、数学や物理のリメディアル科目、動機付けや初等知識の獲得を目的とした専門の基礎科目を設置している。さらに、「工学部初年次教育における学習意欲の向上と工学基礎教育の充実」に取り組んでおり、基礎知識やチームビルディング等の導入教育の強化が図られ、基礎学力の向上と学部全体の留年率の低下につながっていることは高く評価できる。なお、本取り組みは、2012（平成24）年度から学内の「魅力ある学士課程教育支援」プログラムに採択されている。

教育課程の適切性に関し、化学システム工学科、社会デザイン工学科、電子情報工学科および建築学科では、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けており、カリキュラムの質保証に取り組むとともに、改善に役立っている。また、「工学部教育点検・改善委員会」を筆頭に、各学科の教室会議、学部内の教育に関する会議を設け、教授会とあわせて相互に連携して教育課程の適切性の検証を行い、改善につなげている。

医学部

医学科においては、1年次における医学に特化しない全体的教育、2年次の基礎医学教育、3・4年次の臨床系統講義、4年次の共用試験（C B T・O S C E）の合格をもって5・6年次のB S L（Bed Side Learning）と、体系的に組み立てられている。

看護学科においては1年次には初年次教育科目と看護の基本となる科目を置き、多様な人間と健康に関する理解を深める教育を行い、2・3年次には看護の専門教育科目を配置している。3・4年次には実習を配置し、体系的にカリキュラムを組み立てている。

なお、教育課程の適切性については、医学科は「カリキュラム検討委員会」、看護学科は「教授会議」で検証している。

薬学部

教育課程の編成・実施方針に沿って、教養教育と専門教育、基礎薬学教育と応用（臨床）薬学教育、講義と実習、倫理教育と実践教育、学内教育と学外教育（早期体験学習、実務実習）を体系的に配置している。また、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に示された教育内容以外に、4年次の「実務実習事前教育」では、O S C E（客観的臨床能力試験）に関するもの以外に、放射化学・放射線医療実習や医師教員による臨床技能教育等についての講義と実習を導入するなど学部独自の科目を開講している。さらに、「くさび型」カリキュラムを採用し、共通教育科目の履修と並行して薬学部教員や理学部教員が担当する専門教育科目も履修できるようにカリキュラムを編成し、リメディアル教育にも配慮している。

教育課程の適切性は、「薬学部教務委員会」「カリキュラム検討委員会」等を組織し、検証を行っている。

スポーツ科学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、理論系科目や実習科目の配置、各種資格取得に必要とされる科目の履修を円滑に促すような教育課程の編成となっている。また、将来を視野に入れた科目を選択できるよう、キャリアパスに沿った体系的な教育内容を提供している。さらに、広範囲な分野を融合した総合科学的研究を深め、知識を実践に生かすという学部の教育研究の理念に基づき、学生個々の興味関心に基づいて専門分野が選択できるように選択科目を多く配置し、学外の実習を配置するなどの取り組みをしている。

福岡大学

教育課程の適切性については、教務委員会の中に設置した「カリキュラム委員会」で検証し、必要に応じて教授会に提案して改善を図るという体制がとられている。語学科目（特に第2外国語）が充実していることから、スポーツ教育や研究の可能性を広げていくためにも、教育課程の適切性の検証を進めるなかで、修得した第2外国語と他の専門科目とのつながりを検討することが望まれる。

人文科学研究科

博士課程前期では、授業科目を演習・特講・史料講読または考古学方法論で、博士課程後期では特別研究と特論で構成し、その科目配当と履修要件、また研究指導の体制を『大学院便覧』に明記している。博士課程前期・修士課程、博士課程後期ともに、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、体系的かつ専門性を担保したカリキュラムを構築しているといえる。

ただし、教育課程の適切性に関する定期的な検証は行われていない。

法学研究科

博士課程前期では、授業科目を主要科目と特修科目に、博士課程後期では研究指導科目と特修科目に区分し、その科目配当と履修要件、研究指導の体制を『大学院便覧』に明記している。博士課程前期および博士課程後期ともに、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている。また、社会人に対応するため、夜間対応の授業を開講している。

教育課程の適切性について検証する責任主体・組織、権限、手続きが明確ではないので、これらを明確にして定期的な検証を行うことが望まれる。

経済学研究科

博士課程前期においては、教育課程の編成・実施方針に基づき、「経済史学」「理論経済学」「応用経済学・経済政策学」「計量経済学・統計学」「行動経済学・地域科学」という5つの科目分野を設け、体系的な教育課程となるよう配慮した編成となっている。また、博士課程後期についても、博士課程前期の延長線上に位置づけられる教育課程となるよう配慮されている。

博士課程後期の授業科目は、研究指導科目である「特別研究」と特修科目である「経済学特論」を配置しているものの、コースワークの位置づけについては不十分な状態であると認識しているため、その明確化・充実化が望まれる。

教育課程の適切性の検証については、「研究科通常委員会」が最終的な意思決定機関であると位置づけられているが、具体的な適切性の検証が行われているとはいえない。なお、博士課程前期においては、各分野に所属する教員間の連携・協力体

制をさらに強化する必要があるという認識があり、基礎分野の教育の充実化や、英語による講義を体系的に増やすことを中心とした改革案を策定中である。

商学研究科

博士課程前期では、商学、貿易、経営、会計の4つの系列ごとに教育課程を編成し、4つの系列それぞれにふさわしい科目を提供している。また、コースワークとリサーチワークのバランスの適正化を図っている。

博士課程後期では、コースワークとしての科目は設置しておらず、研究指導科目として「特別研究Ⅰa～Ⅲb」を設けているが、コースワークを加味した授業内容とはなっていない。したがって、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう改善が望まれる。

各課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性については、「研究科通常委員会」において、新規に教員を採用する場合や次年度開講科目を検討する際や兼任教員を申請する際に、教育課程の適切性を検証するとしているが、体系的な検証作業を行っているとはいいがたいので、改善のための検討が望まれる。

理学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、大学院共通の教養科目として実践的な英語科目を設置し、博士課程前期では主要科目と特修科目、博士課程後期では、研究指導科目と特修科目を設けている。いずれの課程でもコースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられている。

教育課程の適切性の検証に関し、全学的な「大学院FDアンケート」の分析結果が「研究科通常委員会」に報告されるとともに、その構成員に配付されている。しかし、本アンケートの実施は定期的とはいいがたい。また、個別のカリキュラムに関する検討は各専攻内で行われ、研究科全体にかかわることは必要に応じて「専攻主任会」「研究科通常委員会」の議を経て「大学院委員会」に上程している。

工学研究科

教育目標と教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成し、授業科目を配置している。博士課程前期および修士課程では、各部門に「特論」「特別研究」「特別実験」等を配置し、博士課程後期では、「特論」「特別研究」「特別演習」を配置してコースワークとリサーチワークを組み合わせているが、研究指導教員以外の共通科目や他専修の講義科目を履修する学生が少なく、研究科として「教育内容検討会議」で検討している。

福岡大学

教育課程の適切性は、各専攻の「専攻会議」の検証結果を「教育内容検討会議」で検討した後、「研究科通常委員会」で承認し、改善を図っている。

医学研究科

博士課程（医学）では、6つの専攻系の独自の教育目標にしたがって、コースワークとリサーチワークのバランスが保たれるように配慮されている。具体的には、修業年限4年のうちの前期2年は、専門科目を超えて共通科目の履修が可能となるように設定され、同時に専攻分野に応じ選択科目・専門科目を履修し、後期2年の基礎となる知識や技術を修得できるようになっている。後期2年では、指導教授に学位論文の作成と研究指導を受けるシステムとなっている。

修士課程（看護学）では、共通科目の履修とともに、専門科目から演習1つを選択して専門領域とし、領域の担当教員により学位論文作成等の研究指導を受けることになっている。

教育課程の適切性の検証については、「医学研究科教育改革小委員会」を経た後、「医学研究科博士課程小委員会」において行っている。

薬学研究科

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、授業科目を配置している。

健康薬学専攻（修士課程）では、「演習」と「特別実験」から成る専修授業科目、選択授業科目を開設している。

一方、薬学専攻（博士課程）では、「演習」と「特別実験」から成る専修科目、基礎実習、特修科目、専門力養成プログラムを開設している。また、基礎実習や専門力養成プログラムは、指導教員（専修科目担当教員）とは別の多岐にわたる分野の教員が担当し、多面的で幅広い教育に努めている。さらに、専門力養成プログラムでは、学会への参加・発表、学術誌への論文投稿などをポイント化し、評価したうえで、単位を認定することで学習意欲の涵養につながっていると評価できる。

ただし、教育課程の適切性を検証する責任主体・組織、権限、手続きについては明確ではないので、これらを明確にして定期的な検証を行うことが望まれる。

スポーツ健康科学研究科

博士課程前期では、教育専修の担当教員による「学外研究及び研修（Ⅰ、Ⅱ）」を通年で開講するなど、科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を視野にコースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムを編成して学修効果を強化する工夫がされている。各部門には「特別研究」および「特講Ⅰ、Ⅱ」を配置している。

福岡大学

博士課程後期では、論文指導教員および論文指導補助教員によるオムニバス形式の科目を配置し、コースワークとリサーチワークを組み合わせる他の研究分野に係る研究方法、視点、研究成果を理解できるような教育内容となっている。また、海外の大学や大学病院、専門病院と共同研究を行い、最新の高度な研究事例を講義等で展開している。

教育課程の適切性を検証する責任主体・組織、権限、手続きについては明確ではないので、これらを明確にして定期的な検証を行うことが望まれる。

法曹実務研究科

課程修了が司法試験の受験資格となるため、教育課程の編成・実施方針に基づき、法学の基礎・基本の修得のため1年次から導入教育を設定し、少人数クラス方式で基本的知識を修得させ、事例に触れながら具体的に体得する実務教育を適切に組み合わせたカリキュラム編成となっている。

教育課程の適切性の検証については、「カリキュラム検討委員会」において行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 地域性に配慮しつつ、現在その重要性を増している防災に関する科学的知識および実践的対応方法を種々の角度から教えるオムニバス講義である「現代を生きる（災害から自分や家族を守る）」と「基礎防災学」を設置し、学部を横断して多くの学生たちに履修させ、社会のさまざまな場における減災や防災力の涵養につながっていることは評価できる。
- 2) 工学部では、学内の学士課程教育支援プログラムの一環として「工学部初年次教育における学習意欲の向上と工学基礎教育の充実」に取り組んでおり、基礎知識やチームビルディングなど導入教育の強化を図り、基礎学力の向上と学部全体の留年率の低下につながっていることは評価できる。

二 努力課題

- 1) 大学院博士課程後期において、商学研究科は、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

一般講義のほか、オムニバス講義や少人数のゼミ形式を採用し、多様な教育方法を用いて、きめ細かい教育を行っている。各学部における1年間に履修登録できる単位数の上限設定は適切であるものの、大学全体として、単位制度について学生に対する説明と周知が不十分である。

成績評価の厳格性は、各学部・研究科の努力に任されているが、科目の性格の相違を考慮しつつ、科目と担当者によって成績評価の基準にばらつきがないかどうか、ある場合にそれをどのように平準化させるべきかという問題は学内において認識されている。この課題に対し、教育開発支援機構が「教務委員会」に対して成績評価に関する諸制度の見直しと改善策の策定を依頼し、現在、同委員会において再検討が進められている。

シラバスについては、全学的な作成のガイドラインを定めて統一の様式を用いており、各学部・研究科において内容の適切性を組織的に確認する体制を整えている。シラバスと授業内容の整合性については、一部を除く各学部において授業アンケートに確認項目を設けている。

教育内容・方法等の全学的な視点からの組織的・継続的な改善を推進するために教育開発支援機構が設置されており、「教育サロン」は、共通教育センターが行っている「学生との懇談会」とならんで、学生へのケアを補完し、学生と大学側の意思疎通の機会を確保することにより、教育課程や教育内容・方法の改善を可能にするための試みとして評価できる。また、「教育学修支援室」は、学部の正課外学習支援プログラムとして「大学から始める『言葉の力』育成プログラム」(コトチカ)を運営しており、注目に値する。これは、グループワークを通じた日本語力と主体性の育成を狙いとしたプログラムであり、学内の正課科目と連携して、受講生が次第に増加している。

教育方法の改善について、授業アンケートは、その運用を各学部・センターに任せており、全学的な集計や分析も行われるには至っていないので、教育内容・方法等の改善のための仕組みについて検討するよう改善が望まれる。

人文学部

教育課程の編成・実施方針に示している「徹底した少人数教育」を実践するため、グループ学習、ディベート、ロールプレイング、実習に力を入れている。学科別には、文化学科の「文化学演習」でのドラマ作品制作や他大学学生との共同ゼミナール、日本語日本文学科の2年次生対象「調査研究法」における複数教員による指導、

福岡大学

教育・臨床心理学科の「臨床心理学実習」でのカウンセリングのロールプレイ学習など、特色ある教育方法を用いている。

授業改善については、「人文学部FD委員会」を組織して、授業アンケートの実施とその分析を行うほか、FD研修の報告会を開催している。

法学部

演習科目においては、報告とその後の質疑応答を基本とし、学生の主体的参加を促している。また、法律総合コースに設けられている民法・刑法・憲法の特講科目において、少人数の特色を生かした双方向授業を行い、講義科目、演習・少人数科目を組み合わせ教育を行っている。また、専門教育科目に関係する専門家を招聘する学外講師制度や、懸賞論文の募集や学生の法律討論会を行う「法学部学生生活活性化プログラム」の実施、公務員試験合格・法科大学院進学を目指す学生を対象とする「公務員試験等研究部会」を開設し、特色ある学習指導を行い、学生の学習への主体的参加を促している。さらに、毎年アップデートされている『はじめて法学部の専門科目を学ぶ人のために』（法学部スタディガイド）を配付し、初学者に配慮している。なお、早期卒業制度の適用により、優秀な成績を収めた学生については3年卒業を認める場合もある。

授業改善については、「法学部FD委員会」を組織し、授業アンケートの実施・結果の分析を行っている。このほかにも、『授業実践方法事例集』の発行、学外のFDフォーラムへの参加・情報交換を実施している。

経済学部

教育方法は、通常の講義形式、オムニバス講義形式、パソコン教室を使った実習形式、少人数教育の演習・ワークショップ形式、課題解決型教育のプロジェクト・ベースド・ラーニングなどがあり、各コース・プログラムの判断で、科目の特徴や狙いに応じて最適と考えられる形態を採用している。また、学生の主体的な参加を促す授業として、2年次生より基礎ゼミなどを導入し、さらに、産業経済学科では、2014（平成26）年度より「初年次演習」を開講している。

授業改善については「経済学部FD委員会」を設け、学部独自の授業評価アンケートを実施したり、卒業生アンケートにおいて学部在籍したことや専門科目等の学部教育全体について満足度の調査を行ったりしている。

商学部・商学部第二部

講義形式とゼミナール形式の授業形態により、1年次は講義を中心に基礎知識の習得を目標に、2年次後期以降からはゼミナール形式で特定領域の専門知識の涵養

福岡大学

促進を図っているほか、第二部では学生の受講目的を明確化するためにコース制を採用している。また、基礎ゼミナールの評価基準や特待生の選考基準に関しては、教授会で審議することで妥当性の検討を続けている。

教育内容・方法等の改善については、教授会と「学科会議」が責任主体となっており、毎年前期および後期に行う授業アンケートの結果については個々の教員に通知され、各々がこの結果を参考にして教育改善に努めている。

理学部

物理科学科、化学科、地球圏科学科では実験教育を重視しており、応用数学科では講義と演習を組み合わせた科目や大規模データ処理のための実習を取り入れ、教育効果の向上を図っている。

教育内容・方法等の改善を図るために「FD推進委員会」を設置し、授業アンケートを実施して学部全体の集計結果を公表したり、他機関から講師を招聘したFD講演会やFD報告会を行ったりしている。

工学部

全学科でJ A B E Eもしくはそれに準拠して、低学年次の基礎的な内容を理解できるまでは次の段階に進めない仕組みを取り入れ、きめ細かい教育プロセスを実施しており、教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な教育方法をとっている。

教育内容・方法等の改善を図るため、「工学部教育点検・改善委員会」と工学部教育に関する会議が連携して学部全体と学科単位で検討を行い、最終的には教授会に報告、承認がとられている。なお、2012（平成24）年度から学内の支援制度「魅力ある学士課程教育支援」を活用し、工学部の初年次教育における学習意欲の向上と工学基礎教育の改善・充実に取り組んでいる。

医学部

医学科では、シラバスに基づいて通常講義と臨床実習を中心とした授業を展開している。5年次・6年次生の診療参加型臨床実習では、病棟診療に参加し、より実践に近い臨床実習を行っている。看護学科では、専門基礎科目や基礎教育科目において、e-Learning（Moodle）を用いた小テストや技術習得に必要な教材をホームページで配信し、自宅や学内で予習・復習を自動的に簡便に行うことができる教育方法を実践している。

教育内容・方法等の改善について、医学科では、「医学科FD推進・教務委員会」や「医学教育ワークショップ」を中心に検討を行い、同ワークショップでは、学外講師を招いた講習会の開催、医学教育技法の紹介や現在の教育方法に関する議論を

行っている。看護学科では、「看護学科FD委員会」が学生授業評価アンケート結果をもとに、次年度の授業改善を図っている。

薬学部

知識を教授する講義科目、技能・態度を教授する実習科目をバランスよく配置し、教育課程の編成・実施方針に沿った教育方法をとっている。実習科目においては、PBL（Problem-Based Learning）形式の学修を取り入れ、学生の能動的な学修を促すよう指導している。

授業内容や教育方法の改善のために、「薬学部FD検討委員会」が学生による授業評価アンケートを実施し、教育方法の有効性を定量化し、公表している。このアンケート結果は、学生自身の自己評価、教員の指導方法の検証に使用されており、この結果を用いて、各教員による積極的な教育内容・方法の改善を促している。

スポーツ科学部

理論系科目と実技・実習系科目をバランスよく組み合わせる方法で授業を展開させ、「スポーツ・運動を科学し、実践することができる能力を身につける」という教育課程の編成・実施方針に沿った教育方法をとっている。また、「実践的教養教育の構築」の推進に向けて、2012（平成24）年度から導入を検討してきた「アカデミックスキルズゼミ（ASゼミⅠ・Ⅱ）」を積極的に採り入れている。さらに、「FD・SD委員会」の主導による独自のアンケート調査を実施し、事前・事後学習の内容をシラバスで提示し、ミニッツペーパーを活用することで、学生の学習理解度に応じた学習指導を行っている。なお、授業や学内のスポーツ現場における事故発生時の対応マニュアルを策定し、学生の安全管理にも努めている。

全教員には授業アンケート結果を振り返り、授業改善報告書の提出を義務付けているが、学生の主体的参加を促す教育方法は、各教員に任せていることから、各教員の改善状況を組織的に確認する体制が必要である。

全研究科

教育方法として、講義や演習、研究科によっては実習形式を採用しているほか、プレゼンテーションやディベート等の多様な方法を用いている。大学院学生は研究指導を行う科目の担当教員を指導教員として、学位論文の作成や履修方法、その他研究一般について指導を受けることになっている。法曹実務研究科では、各教員による教科指導以外にも、学生のレベルに対応してアカデミックアドバイザー（弁護士）による学習指導を行っている。

また、『大学院便覧』において、研究科ごとに「修士学位取得のためのガイドライ

ン」「博士学位取得のためのガイドライン」を定めており、人文科学研究科およびスポーツ健康科学研究科については、研究指導の方法や内容、スケジュールを示した研究指導計画を定めている。商学研究科博士課程前期および医学研究科修士課程・博士課程については、研究指導のスケジュールをより具体的に明示することが望まれる。なお、上記の研究科と法曹実務研究科以外の研究科・課程において、ガイドラインに示している学位申請までのプロセスには学位申請に至るまでの各段階において行うべきことをあらかじめ大学院学生が把握するという点で不十分なところがあり、研究指導のスケジュールが明示されていないため、改善が望まれる。

FDについては、経済学研究科、スポーツ健康科学研究科、法曹実務研究科を除き、研究科ごとにFDに特化した組織ではなく、「大学院学務委員会」や「大学院FD推進会議」という全学にかかわる組織がその役割を担っている。「大学院FD推進会議」では、2008（平成20）年度と2014（平成26）年度に、大学院学生への「大学院FDアンケート」調査を実施しており、この結果に基づいて各研究科において検討を行っているが、教育内容・方法等の改善に向け、恒常的かつ組織的な取り組みとなることが望まれる。なお、法曹実務研究科では「法科大学院FD委員会」を置き、教授会構成員全員によるフリーターキング会や授業参観を実施し、修了生・在学生に対するヒアリング、自己認識アンケートなどを実施し、授業内容等の改善につなげている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 授業アンケートは各学部・センターが実施しており、結果の分析や活用も各部署に任せている。教育内容・方法等の改善のために、大学全体として仕組みを検討し、組織的な改善に取り組むよう改善が望まれる。
- 2) 法学研究科、経済学研究科、理学研究科、工学研究科の博士課程前期および博士課程後期、薬学研究科の修士課程および博士課程、商学研究科博士課程後期の研究指導計画については、研究指導のスケジュールの学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

卒業・修了要件は、学則および大学院学則・法科大学院学則に明記しており、各学部の『学修ガイド』や『大学院便覧』『法科大学院学修ガイド』によって学生に周知している。また、卒業・修了についても教授会ならびに「大学院委員会」・法

科大学院教授会の審議に基づき、学長がこれを決定している。ただし、学位授与の手続きが厳格に履践されているかどうかは、各学部・研究科の判断に委ねられており、検証可能な形で客観化されてはいない。

なお、医学研究科における学位授与は、公開審査の後、「医学研究科博士課程（または修士課程）小委員会」「大学院委員会」の審議を経て学長が承認している。ただし、博士課程の公開審査では、論文審査の主査を学位申請者の研究指導教員が務めているので、論文審査の公平性・透明性の観点から、改善が望まれる。また、スポーツ健康科学研究科における学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については、『大学院要覧』に明記しているものの、博士課程前期および博士課程後期で同一の内容となっているので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。

学生の学習成果を測定するための評価指標については、学生の授業アンケート等により学生の意見を聞くことが中心となっている。また、語学教育については、テスト結果の年度間の比較という方法も用いている。これ以外には、学部・研究科により国家試験等の資格試験の合格者数・合格率、就職率、卒業・修了後の進路、学位取得率、学位論文の質などをあげている。また、一部の学部では卒業時にアンケートを実施している。課程修了時における学生の学習成果を測定するにあたっては、定量的側面と定性的側面の両面からの分析が必要であり、今後、さまざまな評価指標を開発し、その適用を試みることを期待される。

<提言>

一 努力課題

- 1) 医学研究科の博士課程の公開審査では、論文審査の主査を学位申請者の研究指導教員が務めているので、論文審査の公平性・透明性の観点から、改善が望まれる。
- 2) スポーツ健康科学研究科における学位論文審査基準は、博士課程前期および博士課程後期で同一の内容となっているので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「考え方がしっかりしており独断や偏見にとらわれない生き方を求める人」「温和で包容力がありバランス感覚に優れた能力を身につけたい人」「誠実で責任感が強く何事にも屈しない人生をめざす人」「新しいこと、困難なことに自ら進んで取り組んで行こうとする人」という求める学生像を示し、貴大学の建学の精神を理解した人々を広

く国内外から受け入れることを定めている。また、各学部・研究科においても学生の受け入れ方針を定め、ホームページや『大学案内』『入学試験要項』等に掲載するとともに、各種の説明会や高等学校訪問の際にも周知に努めている。しかし、一部の研究科の方針は、博士課程前期と博士課程後期で区別されておらず、求める学生像も明示されていないので、改善が望まれる。

学生募集や入学者選抜については、「福岡大学学部入学者選抜に関する規程」等の関連規程を定め、多種多様な入試形態を用いて実施している。これらの選抜方法による個別学力検査の採点・評価基準に関しては、『大学案内』に示されており、透明性、公平性を保っている。

各学部の定員管理は、おおむね適切に行われているが、商学部や医学部の一部の学科では収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、改善が望まれる。大学院については、一部の研究科で博士課程前期への進学を奨励するために、学部4年次から大学院授業科目を早期履修できる制度を設けており、大学院進学への目的や意欲の醸成につなげている。各研究科で学生の受け入れに差はあるが、全体的には定員確保に向けた努力を必要とする研究科が多い。特に、薬学研究科修士課程、法学研究科博士課程後期、理学研究科博士課程後期、法曹実務研究科の収容定員に対する在籍学生数比率が低い。一方、経済学研究科博士課程前期で同比率が高いという問題があるので、改善が望まれる。

学生の受け入れの適切性について、学部では「入学センター運営委員会」と各学部教授会が連携し、大学院では「研究科通常委員会」等によって検証を行っている。ただし、大学院では、学生の受け入れ方針において、求める学生像が明確になっていない研究科もあるので、これを明確にし、学生募集と入学者選抜の方法の整合性について定期的に検証し、改善していくことが必要である。

<提言>

一 努力課題

- 1) 経済学研究科経済学専攻および商学研究科商学専攻において、学生の受け入れ方針が、博士課程前期と博士課程後期で区別されていない。また、経済学研究科経済学専攻、薬学研究科健康薬科学専攻・薬学専攻、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻、工学研究科資源循環・環境工学専攻のいずれの課程においても学生の受け入れ方針は、求める学生像が明示されていないので、改善が望まれる。
- 2) 収容定員に対する在籍学生比率について、商学部において経営学科で1.25、医学部において医学科で1.01、経済学研究科博士課程前期で2.20と高く、薬学研究科修士課程で0.30、法学研究科博士課程後期で0.20、理学研究科博士課程後期

で0.18、法曹実務研究科で0.35と低いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学生支援の方針として、貴大学が目指す全人教育を行うなかで、課外活動教育を奨励して豊かな人間性を築かせるとともに、経済的支援・障がい学生支援・相談態勢の強化によって学業継続を支え、実り豊かな学生生活を送らせることを定めている。また、学生に対しては『学生生活ガイド』を配付し、学生生活の支援、就職・進路支援等について説明を行うとともに、教職員に対しては、『教職員のための学生サポートハンドブック』を配付し、全教職員が統一した学生指導方針のもとに対応している。

学修支援として、各学部においては、クラス担任による修学指導を中心に行っており、法学部の学習スキルアップ相談室や工学部の学修支援室「T-Square」を通じた支援など独自の取り組みが見られる学部もある。また、留年者および休・退学者への対応も学部・研究科ごとに行っており、障がいのある学生への支援は「障がい学生支援委員会」を設置し、対応している。さらに、全学で各種奨学金制度を整備し、困窮学生・私費留学生への経済的な支援を行っている。特に、方針にも示されているように、学生の人間的成長を促す一助として「1パーソン1サークル」を掲げて課外活動を奨励しており、建学の精神に基づく「全人教育」と学生支援の方針との一体化が図られていることから、評価できる。

生活支援として、学生の心身の健康・生活上の問題については、健康管理センターおよびヒューマンディベロップメントセンターが対応しており、人権侵害の防止については、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、相談員を設置することで対応している。

進路支援については、就職・進路支援センターを設置し、就職支援の方策に関する検討を行い、各種就職支援行事を実施しているほか、キャリア形成支援教育として、商学部では「キャリア形成入門」等の科目を学年別に配置して充実に努めている。ただし、キャリア形成支援教育に関しては、学部によって取り組みに差があるので、今後の対応が期待される。なお、全学部（医学部医学科を除く）において1年次と3年次にコンピテンシー（行動特性）診断テストを実施し、自己能力の確認と進路選択の方向性の把握をサポートしている。

学生支援の適切性については、ヒューマンディベロップメントセンターをはじめ学生支援にかかわる各種センターや学生部等の部門において検証を行っている。

7 教育研究等環境

<概評>

大学の事業計画の基本方針に掲げた教育、研究、医療の各分野目標を達成するため、キャンパス整備に係る検討委員会の答申において「キャンパス・ゾーニングの尊重」「パブリック・コアの形成」「安全・環境・地域に配慮した計画的なキャンパス整備」をはじめとする8項目から成る方針を定め、施設・設備、機器・備品の整備を進めている。こうした環境整備にかかわる方針の教職員での共有について、今後はその周知が望まれる。

安全・環境・地域に配慮した計画的なキャンパス整備においては、着実に旧耐震基準建物の耐震診断および耐震改修が進められており、建て替えの準備も行われている。ただし、未だに老朽化した建物や耐震化への対応が十分でない建物が存在しており、必ずしも迅速に工事が実現される体制になっていないため、検討が望まれる。

図書館については、学生に対して利用説明会を開催し、施設と学術情報の利用促進に向けた積極的な活動を行っている。新中央図書館の開館により閲覧座席数が増加し、奉仕部門の規模拡大化によって、学術情報提供と設備の環境整備が進められており、図書館利用者の増加につながっていることは評価できる。また、専門的な知識を有する専任職員を配置するとともに、図書館職員としての能力向上を図るための取り組みの一環として、図書館職員を対象とした研修会への積極的な参加や研修後の報告会を行っている。

研究環境の整備については、教員に対して学内資金による研究費を配分しているほか、学内公募方式による研究助成を行い、科学研究費補助金等の外部資金の獲得支援を行っている。ただし、専任教員の研究活動に必要な研究費については、個人ではなくチーム（組織）への補助であり、図書費以外に個人の研究費として具体的に定められたものはない。また、専任教員のための研究室は、各学部で個室率に差が生じており、必ずしも十分とはいえない学部も存在することから、さらなる学内施設の有効利用、研究室の整備が望まれる。

教員の研究機会の保障に対する取り組みとしては、「福岡大学在外研究員および海外研修員に関する規程」を設け、学術の研究、交流および教授能力の向上に努めている。また、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）を制度化し、教育研究に対する人的支援を行っている。さらに、女性研究者研究活動支援事業によって、女性研究者の支援にも積極的に取り組んでいる。

研究倫理については、倫理委員会等を組織し、倫理的・社会的な観点から慎重に審査している。また、研究活動における不正行為への対応についても規程を制定し、

教職員や学生に対して研修会を実施している。

なお、教育研究等環境の改善・整備は、「企画運営会議」における審議後、「学部長会議」「大学協議会」のプロセスで審議され、最終的に理事会で承認されているが、定期的な検証が行われているとは必ずしもいえないため、今後の改善が期待される。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

大学の教育研究の理念の一つとして、「地域性と国際性の共存」を掲げ、大学の長期ビジョンにおいて、「九州に位置する総合大学として地域との絆を大切にしつつ、時代や社会の要請に応じて教育・研究・医療の拠点として広く社会に貢献する」ことを定め、さらに「知的財産ポリシー」や「福岡大学発明規程」の中でも、社会貢献・地域貢献の方向性を明確に示しており、ホームページ等で学内外に公表している。

地域社会の発展に寄与することを目的として地域ネット推進センターを設置し、地域との連携や研究成果の社会への還元を図っている。特に、福岡市との連携協力体制の強化に取り組み、まちづくりモデルの構築や学生ベンチャーの生まれるコミュニティ形成を進める連携事業の立ち上げに着手しているほか、「地域交流サロン」をキャンパス内に開設して地域住民の交流に資するなど、多様な取り組みを行っていることは高く評価できる。また、多数の事業の地域貢献活動を集めた冊子『地域ほっとブック～まちづくり最前線！福岡大学～』を発行し、さまざまな取り組みを広く紹介し、地域と大学との連携協力のさらなる充実・発展につなげている。

さらに、研究推進部に産学官連携センターを設置し、総合大学のポテンシャルを生かした研究シーズの社会への発信やシーズを基礎とした産学官連携による教育研究と、その成果の社会への還元を推進している。くわえて、同センターに専任教職員と産学連携コーディネーターを配置し、大学の研究者が学外との研究連携に参加する啓発と育成活動を推進している。

エクステンションセンターでは、大学の教育・研究・医療の成果を基にした教育プログラムを「福岡大学市民カレッジ」として広く社会へ提供し、地域と共生する開かれた大学として多様な公開講座を開講している。また「地域に開かれた知の拠点」を目指し、商学部（商学部第二部を含む）では卒業生および社会人と学生・教員との交流を目的とした「創業交流塾」を開催しており、起業や人材育成等の仕組み作りを目指す取り組みとして高く評価できる。

今後は紹介・発信する研究者や研究内容、発信方法が固定化されないように、社

会連携・社会貢献の方法やその適切性を検証するプロセスを構築し、改善につなげていくことが望まれる。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 大学全体の方針のもと、総合大学としての特徴を生かした多彩な社会連携・社会貢献に取り組んでいる。特に、相互の知的・人的・物的資源の交流・連携を図り、地域社会の発展と人材の育成に寄与するために福岡市と連携協定を締結し、これによって設けられた「地域交流サロン」は、地域住民の交流をはじめ、多様な活動に利用されているほか、地域貢献活動を集めた冊子を発行し、さまざまな取り組みを広く紹介している。また、商学部（商学部第二部を含む）が企画・運営する卒業生および社会人と学生・教員との交流を目的とした「創業交流塾」を開催して学生の主体性・自律性の促進を図っており、これらの活動を通じて地域との連携により社会に貢献していることは評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

「学校法人福岡大学運営規則」に管理運営に必要とされる基本的事項を明文化しており、これを管理運営の方針と読み換えることができるものの、管理運営の方針を明確に定めることが望まれる。

管理運営に必要な会議体として、理事会、評議員会、「大学協議会」「大学院委員会」「企画運営会議」等を設置し、各会議体の役割をそれぞれ規程化している。学内規則の制定・改廃の手続きは理事会の権限で審議されるものと大学の機関の権限で審議されるものとに大別し、大学組織、審議機関、各組織の長の職務権限は、「学校法人福岡大学運営規則」において定めている。また、寄附行為により理事会が学校法人の業務を決定するとし、教学組織（大学協議会）で審議された教学の事項も「理事小委員会」の議を経て理事会で最終決定される。これらの運営を円滑に行うために、事務組織の適切な人員配置に努め、階層別研修を実施している。また、人事考課で評価の高い職員に対しては、国内外業務研修、大学院修学制度といったキャリア支援の制度が検討されているため、今後は、事務職員のスキルアップとモチベーションの向上のためにこうした制度の実現が望まれる。

なお、2015（平成27）年4月の学校教育法の一部改正に関しては、学則をはじめとする諸規程を改定し、2014（平成26）年12月の理事会で承認する手続きをとり、

対応している。「基本計画委員会組織運営専門部会」においては、こうした法令改正への対応とともに、組織運営のあり方や学長の選考・業績評価についても検証作業を行っている。

予算編成に関しては、予算編成方針に基づき予算案を策定し、「企画運営会議」において検討の後、「大学協議会」、評議員会、理事会の順に決定している。予算執行は、「学校法人福岡大学経理規程」および「学校法人福岡大学固定資産及び物品調達規程」等に基づき適切に行っている。監査については、法令に基づく監事監査、監査法人による監査、大学の「学校法人福岡大学内部監査規程」に基づく内部監査を実施している。

(2) 財務

<概評>

消費収支計算書関係比率については、大学ベース、法人ベースともに人件費比率および帰属収支差額比率に改善の余地があるものの、「要積立額に対する金融資産の充足率」は安定した数値を維持しており、貸借対照表関係比率である自己資金構成比率も良好で、教育研究上の目的および教育目標を実現するうえで必要な財政基盤は確立していると評価できる。現時点では、教育研究計画に対する中・長期的な財政計画として明示的な数値目標は設定されていないが、2014（平成26）年に「福岡大学ビジョン 2014-2023」を策定して進むべき方向性を明示しており、施策や戦略を講じる際の重要な指針となっている。

現在、2005（平成17）～2014（平成26）年度に実施しているキャンパス整備事業に伴い、多額の支出が発生し、減価償却費比率も近年上昇傾向である。財政状態を良好に保つため、さらなる収支改善策を実行するとともに第2次キャンパス整備の際は、第1次キャンパス整備実施に関する第2号基本金計画と同様に取得規模および取得年度を踏まえた第2号基本金組入計画の策定が望まれる。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金の採択率の向上に向けて、新規採択された研究計画調書の閲覧会を行っており、支援体制や研究環境の整備をさらに推進し、積極的な獲得に向けた施策を実施することが期待される。

10 内部質保証

<概評>

2007（平成19）年度に全学的に自己点検・評価を実施しており、2008（平成20）年度に本協会による大学評価（認証評価）を受け、その評価結果に基づき助言・勸

福岡大学

告事項に対して改善に取り組んでいる。これらを踏まえ、2014（平成 26）年には、「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」を全面改正し、内部質保証のためのシステムを改革した。具体的には、内部質保証のサイクルを実現するための組織として、「自己点検・評価推進会議」「自己点検・評価委員会」「部門別自己点検・評価作業部会」「部局別自己点検・評価実施委員会」「学校法人福岡大学外部評価委員会」を設置し、2014（平成 26）年度に新たな体制による自己点検・評価を実施したところである。なお、改正された規程では自己点検・評価を「学校法人福岡大学の教育・研究・医療に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、本法人の設置する学校の諸活動について、恒常的に自ら行う点検及び評価」と位置づけ、方向性を示している。

自己点検・評価の周期は1年としているが、現状では、予定された自己点検・評価が1回行われたところにすぎず、内部質保証に対する教職員の意識向上につながったものの、それに基づく見直しや改善が行われるまでに至っていない。したがって、新システムに基づく自己点検・評価の結果が質の向上に生かされたかについては、確認できる段階ではない。今後は、上記の組織を中心として、恒常的で有効な内部質保証のシステムを構築することが課題となる。そのうえで、2014（平成 26）年に策定されている「福岡大学長期ビジョン 2014-2023」を踏まえてこれを詳細に具体化した中長期計画や、年度ごとの短期的な到達目標等を設定し、達成度を自己評価するなど、内部質保証システムを機能的に働かせるシステムを十分に構築することが望まれる。とりわけ、大学全体（執行部）の意思と各学部の意向とが合致しない時に必ずしもスムーズな意思決定に至らないところに、継続的かつ有効に機能する内部質保証システムの構築への課題があると見られることから、この点に関する構成員の意識と制度の改革が期待される。

なお、学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務関係書類、『自己点検・評価報告書』はホームページ上で公開し、広く社会へ公表している。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成 31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上